

(案)

委託仕様書

- 1 件名
セーラム市、ピーボディー・エセックス博物館親善訪問団派遣事業に伴う
旅行業務委託
- 2 主旨
区民とセーラム市民の友好親善及び文化交流を図り、相互理解を深めると
ともに国際的視野を広げる。
- 3 期間
契約締結日から令和6年12月31日（火）まで
- 4 内容
全日程（令和6年11月13日～19日）を通じての旅行業務に関する手配に
ついて委託する。（同行職員の旅行手配、パーティー手配、通訳手配、事業
遂行に必要な物品の調達、連絡通信事務など）
- 5 支払方法
委託経費は概算払いにより支払い、業務終了後30日以内に精算する。
精算に際し、支払明細書を添付すること。
- 6 秘密の保持
受託者は本契約に基づく業務で知り得た情報を委託者以外の第三者にもら
してはならない。このことは本契約終了後も同様である。
また、個人情報等の取り扱いについては、別紙付帯条項を遵守すること。
- 7 その他
 - (1) 委託業務が終了した時は、事業の結果を報告すること。
 - (2) 委託者は業務の実施にあたり、労働基準法や最低賃金法をはじめとす
る関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
 - (3) 受託者は雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険
に加入すること。
 - (4) 当仕様書に定めのない事項及び詳細については、区との協議によるこ
と。

追 加 条 項

- 1 受託者は、本契約において参加者の安全確保と良好な事業運営ができるよう努めること。
- 2 旅行全日程中に生じた事故等については、全て受託者の負担とする。
- 3 受託者は、旅行全日程中に故意又は過失によって区の乗客の生命又は身体を害したとき、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。
- 4 区は、前項の損害に対して、受託者の賠償制限度額を超えて補償を要するときは、受託者を通じて受託者の指定する保険会社に損害賠償の支払いを請求することができる。